

大阪府子ども総合計画「個別の取り組み」の実施状況（令和元年度・令和2年度）＜青少年・地域安全室抜粋＞

自己評価について
 ◎：着実に取り組みが進んだ（目標達成度100～80%）
 ○：概ね取り組みが進んだ（目標達成度79～50%）
 ★：計画通りに進んでいない（目標達成度49%）

＜基本方向1 若者が自立できる社会＞

具体的取組	事業名	事業内容	令和元年度 決算額 (千円)	令和2年度 予算額 (千円)	令和3年度 予算額 (千円)	令和元年度の取り組み状況 【前期計画】	令和2年度の取り組み状況 【後期計画】	評価	担当課	
個別の取組3 子ども・若者が再チャレンジできる仕組みづくりの推進										
取組事項3-（1）困難を有する青少年に対する市町村と連携した地域支援ネットワークの構築										
市町村とNPO等との連携強化	地域支援ネットワークの構築	NPO等の民間支援機関や地域の市町村が中心となり、福祉、医療、労働、教育等の関係機関が連携したネットワークを構築し、地域で困難を有する子ども・若者を支える仕組みづくりを行います。	307			支援のノウハウを有する民間支援団体と市町村の連携を深めるための意見交換会を開催するなど、市町村における支援ネットワークの構築や取組強化を支援するための取組を実施。		◎	政策企画部 青少年・地域安全室青少年課	
市町村とNPO等との連携強化	ひきこもり青少年に対する自立支援	NPO等の民間支援機関の専門家を中心となり、相談支援、居場所支援、訪問支援等を提供し、ひきこもり青少年の自立に向けた支援を実施します。	1,613			中退・不登校・ニートひきこもり等を経験するなどの課題を抱え、支援制度の狭間において、民間団体で自立に向けた支援を受けている青少年に対し、インターン及びアルバイト支援等の将来に備えた支援を実施することで、青少年個人の自己肯定感、資質向上を図りながら青少年の社会的自立を促進する事業を実施。 (青少年スキルアップサポート事業) 補助団体：2団体		◎	政策企画部 青少年・地域安全室青少年課	
市町村による支援ネットワークの構築	市町村による支援ネットワークの構築の促進	市町村において子ども・若者への支援が効果的に行われるよう、福祉、医療、労働、教育等の関係機関や民間支援団体の連携を促進することなどにより、市町村における子ども・若者支援地域協議会等のネットワーク構築を支援します。		490	451		市町村において、ひきこもり青少年へのアウトリーチなど重層的な支援ができるよう、市町村と支援のノウハウを持つ民間支援団体の意見交換会を実施。 市町村職員のための広域連携勉強会や青少年のひきこもり支援を先行して実施している市と共同し、「ひきこもりUX女子会in6市」を開催するなど、市町村における協議会の設置等支援ネットワークの構築や取組強化を支援。		◎	政策企画部 青少年・地域安全室青少年課
	ひきこもり支援に携わる人材の養成研修の実施	ひきこもり等困難を有する青少年を支援につなぐ体制整備のため、市町村の支援従事者に対して研修会を実施します。		550	550		ひきこもり支援に携わる人材の養成研修の開催 ・研修実施回数：5回、研修受講者数：212人（のべ人数）		◎	政策企画部 青少年・地域安全室青少年課

<基本方向3 子どもが成長できる社会>

具体的取組	事業名	事業内容	令和元年度 決算額 (千円)	令和2年度 予算額 (千円)	令和3年度 予算額 (千円)	令和元年度の取り組み状況 【前期計画】	令和2年度の取り組み状況 【後期計画】	評価	担当課
個別の取り組み24 子どもの安全確保や非行など問題行動の防止									
取組事項24-(1) 子どもの安全確保の推進									
子どもの安全 確保の推進	地域防犯力の 向上	地域住民、警察、行政が連携し、子どもを対象とした犯罪等を抑止するため、防犯カメラ設置の普及・促進を図る取り組みを推進します。また、市町村において、小学校の余裕教室等を活用し、地域防犯活動拠点として「地域安全センター」の整備を促進し、防犯活動のネットワーク化を図り、学校、地域住民、行政が連携した取り組みを推進します。さらに、ボランティア団体等が、青色回転灯をつけたパトロール車で、地域を巡回し、長時間・広範囲での子どもの見守り活動や防犯活動を実施する等、地域を見守る活動の一層の活性化を図ります。				<ul style="list-style-type: none"> ・地域安全センターについては、平成30年度末で978小学校区に設置した。(設置率=99.7%) ・子どもの安全見まもり隊や青色防犯パトロール隊との合同活動を積極的に実施し、地域における自主防犯活動のさらなる活性化を図りました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域安全センターについては、令和元年度末、府内全小学校(978校)に設置完了しました。(統廃合により、令和3年3月末時点の小学校区数は973校区) ・子どもの安全見まもり隊や青色防犯パトロール隊に対する助言・指導を積極的に実施し、地域における自主防犯活動のさらなる活性化を図りました。 	◎	府警本部 府民安全対策課 政策企画部 青少年・地域安全室 治安対策課
	こども110番運 動	「こども110番」は、子どもたちがトラブルに巻き込まれそうになったとき、助けを求めることができるように、地域の協力家庭が「こども110番の家」の旗等を掲げたり、「こども110番」ステッカーを貼った事業用の車両が「動くこども110番」として地域を走って、子どもを保護したりすることにより、子どもたちを犯罪から守ります。				<ul style="list-style-type: none"> ・平成31年度4月末現在の登録数 「こども110番の家」協力家庭・事業所数：169,140軒 「動くこども110番」協力車両台数：112,661台 ・「こども110番月間」(8月)に市町村、企業等の協力のもと、広報啓発活動を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年4月末現在の登録数 「こども110番の家」協力家庭・事業所数：170,331軒 「動くこども110番」協力車両台数：112,610台 ・「こども110番月間」(8月)に府内各所において市町村や事業者等の協力のもと、動画の配信、ポスターの掲示、広報誌等への掲載や啓発物品の配布などの広報啓発活動を実施した。 	○	政策企画部 青少年・地域安全室 治安対策課
	子どもに対する 性犯罪の刑期満了者に対する 社会復帰支援	18歳未満の子どもに対する一定の性犯罪を犯し、服役を終えて刑期が満了した方に対して、再犯防止に向けた専門プログラムや、社会生活サポート等の社会復帰支援活動を行います。	15,333	18,651	19,235	大阪府子どもを性犯罪から守る条例に基づき、18名の届出があり、うち5名に対し社会復帰支援を行った。	大阪府子どもを性犯罪から守る条例に基づき、18件の届出があり、うち7名に対し社会復帰支援を行った。	○	政策企画部 青少年・地域安全室 治安対策課
	効果的な広報 啓発の取組み 推進	子どもの安全確保にかかる広報啓発や情報発信を行い、社会全体で子どもを守る気運を醸成します。また、新たに府内の企業や団体と連携して、子どもを犯罪から守るための広報啓発の取り組みを進めます。				<ul style="list-style-type: none"> ・防犯ブザーの配付 協賛企業から防犯ブザー7万個の寄贈を受け、希望した小学校の平成31年度(令和元年度)新一年生に配付した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・防犯ブザーの配付 協賛企業から防犯ブザー約7万個の寄贈を受け、希望した小学校の令和3年度新一年生に配付した。 	◎	政策企画部 青少年・地域安全室 治安対策課
	子どもの安全見 まもり隊	子どもの安全見まもり隊は、通学路等における登下校時の子どもの安全対策として、PTA、自治会等の方々を構成メンバーに府内全小学校区に設置済みであり、今後は特色ある活動に取り組む団体に対し市町村とともに補助を行うなどにより活動の活性化を図ります。							政策企画部 青少年・地域安全室 治安対策課
	性暴力被害にあ った子どもの 支援体制の強 化	民間被害者等支援団体、医療機関及び警察などと連携して、被害にあった子どもが安心して適切な支援を受けることができる体制の強化に取り組めます。	225	497	512	「性暴力被害者支援ネットワーク」体制の強化を図り、性暴力救援センター・大阪SACHICOを核に府内二次医療圏ごとに1以上の10医療機関となる体制が実現。	<ul style="list-style-type: none"> ・「性暴力被害者支援ネットワーク」による医療支援(拠点病院を含む11病院による体制) ・各相談窓口が検索できるQRコード記載の啓発カードを作製。庁内ラック等での配架や講演会等の機会を活用し生徒や学生への直接配付。 	◎	政策企画部 青少年・地域安全室 治安対策課

具体的取組	事業名	事業内容	令和元年度 決算額 (千円)	令和2年度 予算額 (千円)	令和3年度 予算額 (千円)	令和元年度の取り組み状況 【前期計画】	令和2年度の取り組み状況 【後期計画】	評価	担当課
個別の取組24-(2) 非行など問題行動を防ぐ施策の推進									
非行など問題行動を防ぐ施策の推進	小学校高学年等に対する非行防止・犯罪被害防止教室の推進	大阪府内の小学校(高学年対象)を重点として、非行防止・犯罪被害防止教室を実施し、少年の規範意識の醸成を図るとともに、犯罪被害防止のための取り組みを行います。	50,112	58,080	59,054	府内10か所の少年サポートセンターにおいて、府内の小学校5年生に対する非行防止・犯罪被害防止教室を行い、少年の規範意識の醸成に努めました。(令和元年度の実施率:99.0%)	府内10か所の少年サポートセンターにおいて、府内の小学校5年生に対する非行防止・犯罪被害防止教室を行い、少年の規範意識の醸成に努めました。(令和2年度 実施率83.0%)	◎	政策企画部 青少年・地域安全室 青少年課 府警本部少年課
	少年非行防止活動ネットワーク事業	少年非行の防止と少年が犯罪に巻き込まれることを防ぐことを目的として、地域のボランティア等による、少年非行防止活動ネットワークの構築を促進します。	50,112	58,080	59,054	・H30年度に全市町村でのネットワーク構築済み ・関係機関と連携のうえ、地域で行われる巡回時における同行指導、研修講師などの活動支援を実施。	・H30年度に全市町村でのネットワーク構築済み ・関係機関と連携のうえ、地域で行われる巡回時における同行指導、研修講師などの活動支援を実施。	◎	政策企画部 青少年・地域安全室 青少年課
	少年サポートセンター等における立ち直り支援事業	補導された少年、子ども家庭センターや学校などで相談を受けている少年のうち、体験活動を通じて立ち直り支援が必要と判断した少年に対して、再非行・再犯防止を図るため様々な体験活動等支援プログラムを実施します。非行が進んでいない初期段階の触法少年に対して、学校や保護者と連携を図るとともに、継続的な面接指導を実施して少年の立ち直りを支援し、再非行防止活動を推進します。	50,112	58,080	59,054	府内10か所の少年サポートセンターの育成支援室(青少年課)において、個々の少年に応じた学習支援や体験活動等を通じて、非行からの立ち直り支援を実施した。(立ち直り支援事業回数:1,628回、参加延べ人数1,696人)	府内10か所の少年サポートセンターの育成支援室(青少年課)において、個々の少年に応じた学習支援や体験活動等を通じて、非行からの立ち直り支援を実施した。(立ち直り支援事業回数:1,131回、参加延べ人数1,134人)	◎	政策企画部 青少年・地域安全室 青少年課 府警本部少年課
個別の取り組み25 青少年の健全育成の推進									
個別の取組25-(1) 青少年を取り巻く社会環境の整備(青少年健全育成条例の運用)									
インターネット利用環境の整備	インターネット上の有害情報閲覧防止に係る努力義務	保護者や事業者等に対して、判断能力が未熟な青少年がインターネット上の有害情報を視聴しないための対応及び青少年のネット・リテラシーの向上に関する努力義務を定めた条例遵守を図ります。	274	259	130	フィルタリング利用を啓発するチラシ等を各市町村等を通して配布。 (のべ126団体、約11万3千部)	フィルタリング利用を啓発するチラシ等を各市町村等を通して配布。 (のべ13団体、2570部)	◎	政策企画部 青少年・地域安全室 青少年課
携帯電話端末等による有害情報の閲覧防止の取り組み及び教育・啓発	有害情報を遮断するフィルタリングの利用促進及び青少年のインターネット利用に関する教育及び啓発活動の推進	携帯電話事業者や府警、府教委と連携して、青少年や保護者に対してフィルタリングサービスの周知徹底を図るとともに、青少年自身が自ら考えて、インターネットを適切に活用できるよう、教育啓発活動を展開します。				○条例遵守状況を調査するため、携帯電話販売店に立入調査を実施。 <調査店舗103店舗、違反店舗なし> ○ネットリテラシーの向上に向けた取組として、大阪の子どもを守るネット対策事業を実施。 ・OSAKAスマホサミット2019の開催 6月から児童・生徒向けワークショップを2回、4月から保護者向けワークショップを3回開催し、スマートフォンの賢く適切な利用についての方策を議論。12月にスマホサミット2019を開催。(参加校13校、来場者約300人) ・OSAKAスマホアンケートの実施 6月に青少年のスマホ利用実態を把握するためのスマホアンケートを実施(約2万2千人) ○スマホ安全出張講座の実施(約8,800名受講) ・スマートフォンやSNSの利用に伴う各種トラブルから青少年を守るため、教職員等の指導者を対象に出張講座を実施 ・ネットトラブルの低年齢化に対応するため、府警本部サイバー犯罪対策課と連携し、主に小学生を対象に年齢の近い大学生(防犯ボランティア)が講師となり出張講座を実施	○条例遵守状況を調査するため、携帯電話販売店に立入調査を実施。 <調査店舗63店舗、違反店舗なし> ○ネットリテラシーの向上に向けた取組として、大阪の子どもを守るネット対策事業を実施。 ・OSAKAスマホサミット2020の開催 8月から児童・生徒向けワークショップを2回、7月から保護者向けワークショップを2回開催し、スマートフォンの賢く適切な利用についての方策を議論。12月にスマホサミット2020を開催。(参加校6校、来場者約100人) ・OSAKAスマホアンケートの実施 6月に青少年のスマホ利用実態を把握するためのスマホアンケートを実施(約2万7千人) ○スマホSNS安全教室の実施(2,560名受講(防犯ボランティア講師分のみ)) ・スマートフォンやSNSの利用に伴う各種トラブルから青少年を守るため、児童・生徒と教職員等の指導者を対象に具体的なトラブル事例とその回避策についての研修を実施 ・ネットトラブルの低年齢化に対応するため、府警本部サイバー犯罪対策課と連携し、主に小学生を対象に年齢の近い大学生(防犯ボランティア)が講師となり出張講座を実施	◎	政策企画部 青少年・地域安全室 青少年課

具体的取組	事業名	事業内容	令和元年度 決算額 (千円)	令和2年度 予算額 (千円)	令和3年度 予算額 (千円)	令和元年度の取り組み状況 【前期計画】	令和2年度の取り組み状況 【後期計画】	評価	担当課
有害図書類・有害玩具刃物類への規制	有害図書類・有害玩具刃物類への規制	青少年にとって、有害な図書類や玩具刃物類を指定し、青少年への閲覧・販売等を禁止した条例遵守のため、事業者への立入調査等を行います。				有害図書類の区分陳列等の実施状況について調査を実施。不適切と報告のあった店舗に対して再調査を実施し、全て改善済み。 <調査店舗:372店舗 再調査店舗:38店舗>	有害図書類の区分陳列等の実施状況について調査を実施 <調査店舗:368店舗>	◎	政策企画部 青少年・地域安全室青少年課
青少年の夜間外出制限の取り組み	青少年の夜間立入制限施設への規制	青少年が夜間に利用しなければならない必然性に乏しい青少年夜間立入制限施設に対して、定期的に立入調査を行うなど条例遵守の徹底に努めることで青少年の非行防止及び犯罪に巻き込まれない対策を進めます。				淀川区、東淀川区、ミナミ地区で、夜間立入制限施設に対する合同立入調査・随時立入調査を実施。 実施体制:青少年課、府警本部、府教育庁 調査店舗数:27店舗 指導状況:立入禁止掲示義務違反、図書類区分陳列違反 3件(指導改善済み)	ミナミ地区で、夜間立入制限施設に対する随時立入調査を実施。 実施体制:青少年課 調査店舗数:14店舗 指導状況:立入禁止掲示義務違反、図書類区分陳列違反 3件(指導改善済み)	◎	政策企画部 青少年・地域安全室青少年課
	夜間に外出させない保護者の努力義務	青少年を夜間に外出させない保護者の努力義務について、周知徹底を図ることで、保護者の無関心を防止し、青少年を非行行為や犯罪被害から守ります。				府内各市町村等に啓発物等を配布し、夜間外出の注意喚起を実施。	府内各市町村等に啓発物等を配布し、夜間外出の注意喚起を実施。	◎	政策企画部 青少年・地域安全室青少年課
有害役務営業(いわゆる「JKビジネス」)を営む者への規制	有害役務営業(いわゆる「JKビジネス」)を営む者への規制	青少年に悪影響を及ぼすおそれのある有害役務営業(いわゆる「JKビジネス」)に青少年を従事させること等を禁止した条例遵守のため、事業者への立入調査等を行います。				条例に定めた処罰規定により、随時適切に対応。	条例に定めた処罰規定により、随時適切に対応。	◎	政策企画部 青少年・地域安全室青少年課
個別の取り組み25 青少年の健全育成の推進									
取組事項25- (2) 青少年の健全な成長を阻害する行為からの保護									
青少年に対するわいせつ行為や勧誘行為等への規制	青少年に対するわいせつ行為や勧誘行為等への規制	青少年に対する淫らな性行為やわいせつな行為及び青少年の夜間連れ出しや違法行為等への勧誘等については、条例で処罰規定を設けており、青少年を犯罪の被害者にも加害者にもさせない対策を進めます。				条例に定めた処罰規定により、随時適切に対応。	条例に定めた処罰規定により、随時適切に対応。	◎	政策企画部 青少年・地域安全室青少年課
「子どもの性的虐待の記録」の製造及び流通防止の啓発	「子どもの性的虐待の記録」を製造、販売、所持しない努力義務	見る側の価値判断ではなく、被写体である「子どもを守る」という観点から構築した大阪府独自の概念である「子どもの性的虐待の記録」を製造・販売・所持してはいけないという啓発を進め、子どもを性的対象とした記録物の根絶を図ります。				ホームページに掲載する等により、子どもの性的虐待の記録の製造及び流通防止に向けた啓発を推進。	ホームページに掲載する等により、子どもの性的虐待の記録の製造及び流通防止に向けた啓発を推進。	◎	政策企画部 青少年・地域安全室青少年課
取組事項25- (3) 青少年の健やかな成長を促進									
若手リーダーの養成等を通じた青少年の健全育成の推進	青少年リーダー養成講座	世界的視野で考え、行動できるリーダーを育成するために、青少年団体と連携し、青少年リーダー養成講座を実施します。				以下の事業を平成30年度まで実施(令和元年度より青少年リーダー事業を中止) ・スキルアップ研修会の実施 ・平成29年度に養成講座を受講したリーダーが企画した1事業を実施。		○	政策企画部 青少年・地域安全室青少年課
様々な体験活動機会の提供	府立青少年海洋センターの運営	府立青少年海洋センターの運営を通じて、府内の子どもたちにカヌー等の体験活動の場を提供するとともに、府内の青少年育成団体と連携して、様々な体験活動の機会を提供します。	143,545	131,942	121,815	利用者数:787団体、63,786名	利用者数:472団体、26,787名(令和3年3月末現在)	◎	政策企画部 青少年・地域安全室青少年課

具体的取組	事業名	事業内容	令和元年度 決算額 (千円)	令和2年度 予算額 (千円)	令和3年度 予算額 (千円)	令和元年度の取り組み状況 【前期計画】	令和2年度の取り組み状況 【後期計画】	評価	担当課
青少年活動の促進	府立男女共同参画・青少年センター(ドーンセンター)の運営	府立男女共同参画・青少年センターを通じて青少年活動に関する情報発信及び活動の場を提供します。				<ul style="list-style-type: none"> ・来館者数:330,368名 ・2階情報ライブラリーカフェに青少年向け(学生)の専用自習コーナーの設置 ・中学校・高校生対象に夏季に会議室を自習室として開放(無料) ・府内青少年活動施設・団体のパンフレット・チラシを1階ロビーに配架 ・平成30年度からTwitterアカウントの運用を開始し、平成29年度から運用しているFacebookと合わせて青少年活動等の情報を発信 	<ul style="list-style-type: none"> ・来館者数:112,976人(令和3年3月末時点) ・2階情報ライブラリーカフェに青少年(学生)向けの専用自習コーナーを設置 ・中学校・高校生対象に夏季に会議室を自習室として無料開放 ・府内青少年活動施設・団体のパンフレット・チラシを1階ロビーに配架 ・Twitter及びFacebookにて青少年活動等の情報を発信 ・「ひきこもりUX女子会inOSAKA6市」を開催(大阪府青少年課及び大阪市ほか5市との共催) 	○	政策企画部 青少年・地域安全室青少年課